

北九州市監査公表第 35 号  
平成 17 年 8 月 15 日

北九州市監査委員	山 柿 勝 利
同	大 津 雅 司
同	城 戸 武 光
同	泊 正 明

北九州市長から、監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、次のとおり公表する。

1 監査の種類

行政監査

(テーマ：環境局と(財)北九州市環境整備協会との業務処理のあり方について)

2 監査の対象

環境局

3 監査の期間

平成 16 年 9 月 9 日から平成 17 年 3 月 1 日まで

4 監査公表の時期

平成 17 年 4 月 15 日(平成 17 年監査公表第 18 号)

## 5 監査の結果に基づく措置状況

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>(1) 経済的な予定価格積算の必要性</p> <p>ア 一般ごみ収集</p> <p>(ア) <u>人件費等</u> (業務課)</p> <p>一般ごみの収集については、環境局が一部直営で実施しているほか、市の外郭団体である協会と民間事業者(以下「民間」という。)に特命により業務委託している。</p> <p>協会との委託契約に係る予定価格の積算内容を、協会の経理関係資料で確認したところ、実態を反映しており、おおむね適正に算出されていた。</p> <p>一方、民間に係る予定価格の積算においては、参考見積書を徴するなど事前の調査がなされておらず、従業員の給与、手当及び一時金を、市職員の給与等を基に算出しており、被服費についても市の貸与被服単価表に基づいているなど、民間の実態との比較検討が不十分であった。</p> <p>さらに、今後の課題として、現在塵芥車1台当たり運転手1人、作業員2人の計3人でを行っている収集作業について、ごみ量やごみ質の変化、安全性などを十分考慮したうえで、より効果的な収集作業及び人員配置のあり方を検討されたい。</p>	<p>(業務課)</p> <p>一般廃棄物の収集委託については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条で、委託料は受託業務を遂行するに足りる額であることと規定されている。</p> <p>今後は、より一層の委託料の適正化を図るため、民間業者の給与などの実態等を踏まえながら、一般廃棄物の適正処理に必要な委託料について研究を行う。</p> <p>また、本市はこれまで、ごみ処理経費の削減を図るため、ごみ収集業務の委託化推進をはじめ、委託料についても作業基準の見直しや委託料積算の見直しなどに取り組んできた。</p> <p>現在、家庭ごみ収集制度の見直しを進めているところであり、その中で、より一層の効率的な収集体制について具体的に検討を行っていく。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況																																													
<p>(イ) <u>使用車両</u> (業務課)</p> <p>ごみ収集に使用する車両の台数については、最大積載量 2t の小型塵芥車（以下「小機」という。）の 1 台当たりの積載量を設定し、年間排出ごみ量から必要台数を計算している。</p> <p>そこで、平成 16 年 5 月を抽出して、民間の収集の実態について、調査分析したところ、市の小機に該当する車両の占める割合は 21.5%にすぎず、大部分が最大積載量 2t を超える車両を使用してごみ収集業務を実施していた。</p> <p>平成 16 年 5 月業者収集状況</p> <table border="1" data-bbox="199 824 785 1415"> <thead> <tr> <th colspan="3">3～3.5t</th> </tr> <tr> <th>台数</th> <th colspan="2">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>31</td> <td colspan="2">47.7%</td> </tr> <tr> <th>重量 (kg)</th> <th>回数</th> <th>重量/回数</th> </tr> <tr> <td>5,107,120</td> <td>2,001</td> <td>2,552</td> </tr> <tr> <th colspan="3">3t 未満</th> </tr> <tr> <th>台数</th> <th colspan="2">割合</th> </tr> <tr> <td>20</td> <td colspan="2">30.8%</td> </tr> <tr> <th>重量 (kg)</th> <th>回数</th> <th>重量/回数</th> </tr> <tr> <td>1,998,700</td> <td>805</td> <td>2,483</td> </tr> <tr> <th colspan="3">小機 (2t)</th> </tr> <tr> <th>台数</th> <th colspan="2">割合</th> </tr> <tr> <td>14</td> <td colspan="2">21.5%</td> </tr> <tr> <th>重量 (kg)</th> <th>回数</th> <th>重量/回数</th> </tr> <tr> <td>846,230</td> <td>451</td> <td>1,876</td> </tr> </tbody> </table> <p>この調査結果をもとに実際の必要台数を試算したところ、現在の契約台数よりも少ない台数で収集できる可能性が認められた。</p>	3～3.5t			台数	割合		31	47.7%		重量 (kg)	回数	重量/回数	5,107,120	2,001	2,552	3t 未満			台数	割合		20	30.8%		重量 (kg)	回数	重量/回数	1,998,700	805	2,483	小機 (2t)			台数	割合		14	21.5%		重量 (kg)	回数	重量/回数	846,230	451	1,876	<p>(業務課)</p> <p>委託業者の収集地区については、固定化したものではなく、家庭ごみの分別方法の変更や直営の委託化の推進などの収集体制の変化に応じて、各業者がどんな地区を割り当てられても収集が可能なように、小機をものさしとして所要台数を算定している。</p> <p>また、ごみの収集委託業務の目的は、定められた時間内に、排出された家庭ごみを全て適正かつ効率的に収集することであり、その具体的な手法については、契約時の仕様・条件のもとで業者に委ねられている。結果として、そこに企業努力が生まれ、収集時間の短縮などの市民サービスの向上にもつながっている。</p> <p>しかしながら、道路事情が以前と比べかなり改善してきていること、収集車両についても、新たな型・性能のものが開発されていることなどの状況もあることから、民間業者の使用車両の実態等を踏まえながらシミュレーションを行っていくなど、合理的な契約台数の算定について研究を行っていく。</p>
3～3.5t																																														
台数	割合																																													
31	47.7%																																													
重量 (kg)	回数	重量/回数																																												
5,107,120	2,001	2,552																																												
3t 未満																																														
台数	割合																																													
20	30.8%																																													
重量 (kg)	回数	重量/回数																																												
1,998,700	805	2,483																																												
小機 (2t)																																														
台数	割合																																													
14	21.5%																																													
重量 (kg)	回数	重量/回数																																												
846,230	451	1,876																																												
<p>イ <u>工場運転管理業務</u> (施設課)</p> <p>特命により随意契約している日明工場の運転管理業務についても、市職員の給与を積算根拠としており、協会が実際に支出する額との間に乖離が認められた。</p>	<p>(施設課)</p> <p>予定価格の積算にあたっては、協会に平成 17 年度人件費一覧表を提出させ、協会が実際に支出する額との乖離を解消するため、給料、諸手当、退職積立金等を見直して予定価格の積算を行った。</p>																																													

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ウ <u>契約手続き上の問題点</u>            (業務課、施設課)</p> <p>以上のように委託契約に係る予定価格が、民間や協会の業務実態を反映するシステムとなっていないことについては、</p> <p>一般ごみ収集業務委託において、見積書と予定価格が同額であるなど、見積書を十分に検討していないこと。</p> <p>いずれの契約においても、見積書が一式計上となっていたこと。</p> <p>などに主な原因があると考えられる。</p>	<p>(業務課、施設課)</p> <p>平成 17 年度契約においては、業者の見積書については一式計上を改め、内訳金額(人件費、物件費、諸経費)を計上させ、別途積算した予定価格と比較の上、契約を締結した。</p>
<p>(2) 効率的かつ有効な業務執行の必要性</p> <p>ア 一般ごみ収集</p> <p>(ア) <u>搬入工場の割当て</u>            (業務課、施設課)</p> <p>家庭から排出される一般ごみの搬入工場については、区を基準に搬入工場を割当てている。しかし、収集区域について、収集場所と工場までの距離や搬入にかかる時間、搬入量等をもとに、区にとらわれない柔軟な割当てを行うことによって業務の効率性及び有効性を高めることが可能である。</p> <p>特に、協会が担当している区域において、現行の搬入工場を変更すればごみの搬送時間が短縮されると思われる地域があった。</p> <p>今後、平成 16 年 10 月 1 日から実施された事業系ごみ対策や自己搬入時のごみ処理手数料の値上げ、平成 17 年度から始まる行橋市のごみの受入れなどごみ搬入量に関する要因の影響も見極めながら、収集効率のよい搬入工場の割当てについて検討されたい。</p>	<p>(業務課、施設課)</p> <p>搬入先工場の割当てについては、各工場の処理能力や各区のごみ量の推移等を勘案して決定する必要がある。</p> <p>平成 17 年度は事業系ごみ対策によるごみ量減が見込まれることなどから、従来皇后崎工場に搬送していた協会の八幡東区収集分については、距離の近い日明工場に搬送しており、今後とも、収集運搬作業の効率化に取り組んでいく。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>(イ) <u>データソフトの見直し</u> (計画課)</p> <p>環境局内にある一般廃棄物情報管理システムは、車両ごとの収集量や収集回数が日報では把握できるものの、月報では把握できない状況であった。</p> <p>同システムは、導入後 10 年以上経過しており、業務量の調査、分析を行うには不十分であった。</p> <p>効率的な収集体制の構築には、車両ごとの業務量の調査、把握及び分析は必要不可欠であることから、既存のシステムの見直しを検討されたい。</p>	<p>(計画課)</p> <p>既存のシステムは、固定化した帳票にデータを出力することを基本にシステムが構築されていたため、業務分析等で追加的にデータを集計・出力する場合は、プログラム自体の変更、または、その都度、別集計により必要なデータを取りまとめる作業が必要となるコンピュータシステムとなっていた。</p> <p>平成 16 年度に「一般廃棄物情報管理システム」全体の抜本的な見直しを行い、日々収集車両の動き、ごみ種別、ごみ量等の基本的なデータを、その都度必要な任意の形式で集計・出力が可能となる変更を行い、平成 17 年度から運用を開始したところである。</p> <p>このシステム変更により、効率的な調査・分析が容易に可能となり、指摘された内容については改善が完了したところである。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>イ リサイクルプラザ  (ア) <u>市民の利便性</u>  (業務課)</p> <p>リサイクルプラザの入場者は、日明で平均34人/日、本城で93人/日であり決して多いとはいえない状況である。これは日明、本城両リサイクルプラザが工業地域内にあり、市民に親しみの薄い立地となっていることに起因していると思われる。</p> <p>一方で、リユース家具の購入申込みの割合は高い倍率で推移しており、当該施設をごみの減量化、リサイクルなど啓発事業に係る重要な施設として、更にその積極的な活用を図る必要があることを示している。</p> <p>このため、現在開設しているホームページをさらに充実させていくと共に、リサイクル品の展示については、より市民に身近な存在となるよう、その対応策について検討すべきである。</p>	<p>(業務課)</p> <p>リサイクルプラザについては、かん、びん、ペットボトルの選別施設である「かんびん資源化センター」との一体的な市民PRを行えるよう、現行の場所に立地しているところであるが、市民の利用促進を図るため、ホームページから直接リユース家具の申込を可能とすることなどに取り組んできた。</p> <p>また、リサイクルプラザは、エコライフプラザとともに3R(リデュース、リユース、リサイクル)に関する啓発情報発信の拠点であるため、より多くの市民が利用できるよう、リサイクルプラザのリユース家具を環境関連イベントに出展する事業(仮称・エコライフわくわく市場)を平成17年度の新規事業として実施する準備を進めているところである。</p> <p>さらに、市民や小学生等が焼却工場や「かんびん資源化センター」を見学する際には、リサイクルプラザにも足を運ぶような見学コースを設定するなどの工夫を行っていきたい。</p>

監 査 の 結 果

措 置 状 況

(イ) 知的障害者等の雇用  
(業務課)

リサイクルプラザのリユース家具の展示は、日明 60 件/月、本城 30 件/月であり、リユース自転車については、日明 7 件/月、本城 8 件/月となっている。

現在、月に 1 回、20 日に抽選しているが、市民に人気があり高い競争倍率で推移している。

展示品をさらに増加させるとともに、抽選を月に 2 回実施すれば、リユースを促進することに加え、リサイクルプラザの活性化が可能となる。

リユース家具・自転車抽選状況

リユース家具			
年度	申込件数 A	展示件数 B	倍率 A/B
日明リサイクルプラザ			
13	7,291	666	10.9
14	8,629	691	12.5
15	9,010	708	12.7
本城リサイクルプラザ			
13	1,952	322	6.1
14	4,099	334	12.3
15	5,343	347	15.4
リユース自転車			
日明リサイクルプラザ			
16	1,630	42	38.8
本城リサイクルプラザ			
16	1,514	47	32.2

は平成 16 年 6 月から 11 月まで

実情を聴取したところ、リサイクルプラザの展示品を増加させた場合、家具の運搬、シールはがし、清掃及び自転車の錆おとし等の軽作業も増加することがわかった。

また、本城リサイクルプラザで行っている衣類の入替えと図書等の整理についても同様の性格の業務であり、別途委託が可能である。

本市は既にリユース自転車に係る業務を(社)北九州シルバー人材センターに委託している。

また、知的障害者についても、リサイクルプラザに隣接する「かんびん資源化センター」を福祉工場とし、雇用の場を提供してお

(業務課)

高齢者や知的障害者などの雇用は重要な課題の一つである。

このため、リユース家具やリユース自転車の展示数を増加するなどの見直しを行う際には、高齢者等の新たな就業の場となるよう配慮したい。

また、職務の内容について、どのような雇用を行っていくかは、諸般の事情を踏まえながら、適宜、適切な判断を行っていきたい。

なお、リサイクルプラザのリユース家具の展示等運営については、現状においてもコスト約 1,500 万円に対し、売上げが約 300 万円であり、収益を出していない状況である。リサイクルプラザの活性化を図るための展示品及び抽選回数の増加については、数量に比例した単なる経費増だけでなく、収集、修繕及び保管といった作業を行うための施設整備等も必要となるため、啓発施設の運営として、一定の限界があると考えている。

監 査 の 結 果	措 置 状 況																							
<p>り、作業指導等高いノウハウを持っている。 したがって、リサイクルプラザの活性化等に伴って増加する上記の作業が、高齢者のみならず知的障害者やその他の求職者にとって、新たな就業の機会となることは、十分考えられる。 今後の見直しにあたっては、以上の点に留意して取り組まれない。</p>																								
<p>ウ 資源化物の収集体制 (ア) <u>かん・びん・ペットボトル</u> (計画課、業務課、施設課) 環境局は、ごみの資源化、減量化を図るため、平成5年7月に「かんびん分別収集」を開始、平成9年11月からは、ペットボトルを追加した。 さらに、平成14年1月からは「かん・びん・ペットボトル」の品質の向上を図るため、第1、3及び5水曜日には、「かん・びん」、第2及び4水曜日には「かん・ペットボトル」の分別収集を行っているところである。 平成15年度の資源化物の週間選別本数は、「かん・びん」の3,515千本に対し、「かん・ペットボトル」は4,381千本と「かん・びん」の約1.25倍に達している。「かん・びん」に代わる飲料容器としての「ペットボトル」の需要は大きく、生産量も年々増加している状況のなかで、「ペットボトル」の選別本数(排出本数)が増える傾向は今後も続くことが予想される。 社会状況の変化、市民の資源化物の排出状況を勘案し、より市民がリサイクルしやすい収集体制を検討されたい。</p> <p style="text-align: center;">資源化物週間比較</p> <table border="1" data-bbox="199 1686 802 1921"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">第1、3、5水曜日</th> <th colspan="2">第2、4水曜日</th> </tr> <tr> <th colspan="2">選別本数(千本)</th> <th colspan="2">選別本数(千本)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>かん</th> <th>びん</th> <th>かん</th> <th>ペットボトル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">15</td> <td colspan="2">3,515</td> <td colspan="2">4,381</td> </tr> <tr> <td>2,595</td> <td>920</td> <td>2,595</td> <td>1,786</td> </tr> </tbody> </table> <p>データは推計値。</p>	年度	第1、3、5水曜日		第2、4水曜日		選別本数(千本)		選別本数(千本)			かん	びん	かん	ペットボトル	15	3,515		4,381		2,595	920	2,595	1,786	<p>(計画課、業務課、施設課) 資源化物の収集方法については、家庭ごみ収集制度の見直しと併せて、 ごみの資源化・減量化の一層の促進 排出マナーの向上及び排出責任 リサイクル率の向上 の観点から、現在、見直しを検討しているところである。 具体的には、 「かん・びん」「ペットボトル」の区分で分別を行い、毎週水曜日に収集 「かん・びん」「ペットボトル」の有料指定袋制を導入 などに取り組みたいと考えているところであり、平成18年度の早い時期の実施を予定している。</p>
年度		第1、3、5水曜日		第2、4水曜日																				
	選別本数(千本)		選別本数(千本)																					
	かん	びん	かん	ペットボトル																				
15	3,515		4,381																					
	2,595	920	2,595	1,786																				

監 査 の 結 果

措 置 状 況

(イ)紙パック・トレ-  
(業務課)

環境局は、平成 12 年 7 月から紙パック・白トレ-の拠点回収を開始し、平成 14 年 7 月からは、色つきトレ-の回収も開始した。実施当初は回収・運搬業務を市が直営で行っていたが、平成 15 年 4 月から協会へ委託するなど、回収コスト削減にも積極的に取り組んでいる。

しかしながら、その回収量は実施当初と比較して特に大幅に増加しているという状況ではない。また、回収拠点についても、過去 3 年間ほぼ横ばいで推移している。また、紙パック・トレ-の選別保管施設で確認したところ、排出時にきちんと洗っていないために汚れが付着し、再資源化できないものも認められた。

このような事業は市民のリサイクル意識によるところが大きいですが、事業導入から時間が経過すると市民の意識が薄れる場合もある。今後、リサイクル率の向上のため、市民が協力しやすいよう回収拠点の増設に努めるとともに市民啓発にも努力されたい。

紙パック・トレ-の回収状況の推移

年度	12	13	14	15	16
回数拠点数(箇所)	228	228	269	270	269
収集量 A (t)	110	243	232	263	-
業者引渡し量 B (t)	110	186	214	223	-
B÷A(%)	100.0	76.5	92.2	84.8	-

回収は平成 12 年 7 月から開始。回収拠点数は自主回収分を除く。

(業務課)

回収拠点については、現在市内に 269 か所あり、一小学校区あたり平均 2 か所以上となっている。今後、新規オープンしたスーパーマーケットなどの店舗を中心に増設に努めていく。

PRについては、現在でも、ごみ出しマニュアルやホームページにおいて啓発しているところであるが、今後は、家庭ごみ収集制度の見直しの際の市民説明の場なども活用してきめ細かく周知を図っていく。

監 査 の 結 果

措 置 状 況

(3) 協会の積立金  
(業務課)

協会の積立金の状況を、一般ごみ収集業務の受託を開始する以前の平成9年度末と平成15年度末を比較した。

建物建設及び車両購入積立預金の合計は、平成9年度末の70,000千円から、平成15年度末には449,966千円となっており、その間の平均増加額は63,328千円で、対平成9年度指数は642.8となっていた。

積立金残高の状況 (単位:千円)

年度	9(A)	13(B)	14(C)	15(D)
建物建設積立預金	70,000	210,000	293,966	331,966
車両購入積立預金	0	44,000	80,000	118,000
合計	70,000	245,000	373,966	449,966
		9~15年度 平均増加額	対9年度指数 D/A×100	
建物建設積立預金		43,661	474.2	
車両購入積立預金		19,667	-	
合計		63,328	642.8	

建物建設積立金の増加は、平成19年度に予定されている新門司工場の建替えに伴い、協会東部事務所を新たに建設する必要があることや、老朽化等に伴う協会本部事務所及び検査棟の建替えによるものであり、その必要性は理解できるが、現時点においても建設計画に具体性がなく、毎年多額の預金を積立ててきている。

また、車両購入積立金についても、協会は現在市から収集車両の貸与を受けており、将来において車両購入の可能性はあることは否定できないが、その購入計画に具体性がなく、毎年多額の預金を積立している状況にある。

今後、積立金のルール化を図るとともに、その妥当性を検証するよう指導されたい。

(業務課)

今回の指摘を受け、平成17年度の建物建設及び車両購入の積立金は予算上の名目を残す程度の金額としたところである。

建物建設積立預金については、現在、協会の本部棟は老朽化が著しく、また、一級建築士による先般の福岡西方沖地震の被害等の調査報告書でも、建築の一部に崩壊の危険性もあると指摘されていることから、本部等の建て替えを予定しており、その費用に建物建設積立預金を充てることとしている。

また、協会は、本市のごみ収集業務の委託化推進の受け皿として位置づけられており、現在取り組んでいる直営3、委託7の収集体制が完成する平成19年度以降は、協会が計画的にごみ収集車を購入する必要があることから、車両購入積立預金を維持していく必要がある。

今後とも協会に対し、計画的な積み立て及び購入等を指導していく。

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>(4) 契約上の問題点</p> <p>ア <u>予定価格</u>  (計画課、環境管理課、環境対策課、廃棄物指導課、施設課、アクア研究課)</p> <p>予定価格について、積算内容に詳細がないもの、予定価格を設定しているにもかかわらず、それ以前に見積書を徴し、その見積書の金額で契約しているもの、内容が類似し、又は同一のものであるにもかかわらず単価が異なっているもの、調査業務の技師等の単価について、協会の料金表をそのまま用いており、一般の実情との比較が不十分と思われるもの、経済的な金額が採用されていないもの、起案日、参考のため徴した見積書の日付、契約のため徴した見積書の日付、決裁日及び契約日が同一日であり、契約金額等が十分に検討されたものとは考えにくいもの、があった。</p> <p>今後の委託契約に際しては、適正な予定価格の積算を行い、より経済的な金額で契約を行うことにより、経費の削減に努められたい。</p>	<p>(計画課、環境管理課、環境対策課、廃棄物指導課、施設課、アクア研究課)</p> <p>予定価格の設定にあたっては、経済的な数量、時間、経費等を精査し、参考見積を徴するなどにより、客観的かつ適正な積算を行うこととした。委託の相手方の決定については、予定価格設定後に見積合せを行い、決定することを徹底させた。</p> <p>予定価格に用いる単価については、内容が類似しているものや同一のものについては統一化を図るとともに、一般の実情との比較検討を行うこととした。</p> <p>また、積算に用いる金額についても、回数券など最も経済的な金額を用いることとした。</p> <p>以上のとおり、委託契約については、契約規則及び委託業務要綱等を遵守し、適正な事務の執行を行い、経費削減に努めている。</p>
<p>イ <u>その他</u>  (計画課、環境対策課、業務課、廃棄物指導課、施設課)</p> <p>委託料を精算するにあたり、市が定める期限内においては、協会ではまだ執行額の確定が行われていないため、正確な金額で精算できない状況であった。</p> <p>また、委託契約において、特命による随意契約を行っているが、その一部に特命理由に合理性を欠くものがあった。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>(計画課、環境対策課、業務課、廃棄物指導課、施設課)</p> <p>委託契約に含まれている光熱水費等、精算が必要なものについては、市が直接契約し一般支払いを行う方法や、当該部分のみ概算払いを行う方法など、協会の決算時期に左右されない方法により対応した。</p> <p>また、特命理由については、他の者では代替できない特殊な業務や他の者では著しく支障を生ずる業務に限り特命を行っているが、今後は、決裁文書において、詳細かつ明確に記載することとした。</p>